

景観計画区域においては、景観形成に関する総合的な取り組みが必要です。したがって、当該区域の良好な景観の形成の方針、建築物等の行為の制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

特に、景観計画重要区域内において、岐阜市屋外広告物条例により広告物規制地区又は広告物活用地区を指定した場合においては、地域固有の景観特性を踏まえた屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限を定めます。

1 市域全域の行為の制限に関する事項

市域全域においては、景観への過度な干渉、かく乱、阻害を避けるため、岐阜市屋外広告物条例により、屋外広告物等の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての基準等を定め、適切な規制・誘導を行うものとする。

2 景観計画重要区域の行為の制限に関する事項

景観計画重要区域においては、地域固有の景観特性を活かした景観形成を図るため、岐阜市屋外広告物条例により、広告物規制地区を指定し、当該地区における屋外広告物等の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての基準等を定め、適切な規制・誘導を行うものとする。

現在、金華区域及び金華山・長良川区域は、広告物規則地区に指定しています。